

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年1月18日（平成28年（独情）諮問第8号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（独情）答申第15号）

事件名：平成25年度第1回研究活動調査委員会（医系）議事要旨等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書21（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月21日付け岡大総総第90号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 文書2ないし文書5について

出席者と議事が不開示とされたが、出席者は不開示のまま、議事について非公開とした決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

(ア) 開示しない部分

議事のうち、調査委員の特定につながる情報、調査・事案処理の方法・方針、委員の発言・意見に係る記載

(イ) 不開示の理由

「公開されることにより将来予定される同種の審議、検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある情報であるため（法5条3号）」

(ウ) 不開示決定に対する異議

非開示とされた各議事について、

A 調査・事案処理の方法・方針、委員の発言内容に係る記載は、

各調査委員会での審議が適切に行われたか知る上で必要な情報である。開示された各議事はほぼ全てが黒塗りされているが、予備調査委員会では3回、本調査委員会（研究活動調査委員会）はたった2回しか開催されていなかった。予備調査委員会の議事録は調査対象論文が31本もあるのに議事録が第1回2ページ、第2回4ページ、第3回5ページ分しかなく、1つ1つの論文について十分に審議されたか否かが、現状の開示資料では明らかではなく、適切な議論がなされたか否かが判断できない。また、特に不正の有無について細部にわたり丁寧に慎重な審議を要する本調査委員会（研究活動調査委員会）では論文5本が審査されたが、第1回の議事録しかなく、しかも3ページ分しかない。これでは審議内容が適切か否かを判断することができず、かえって疑念を抱かせる原因となっている。したがって、貴大学は、審議過程及び内容の適切さを担保するためにも、当該資料を開示して審査が適正に行われたことを示す必要がある。

- B 発言者の特定をしなければ、審議内容を情報開示することにより、特定の者に不当に利益を与え、または不利益を及ぼすとは到底考えられない。仮に、社会の公器としての貴大学が、原則として開示すべき資料を、例外的に非開示とするために、このような主張を行うのであれば、具体的な根拠を示して主張する必要がある。そうでなければ、この主張自体が極めて不合理であり、世間から疑惑の目で見られることを、自ら容認することになる。
- C 既に審議が終わり結論は岡山大学のHPでも公開されており、議事録が公開される事で未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にすることで混乱を生じさせるおそれはない。
- D 将来に行われる類似の審議・検討・協議に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれについては、研究不正事案というものは、事案ごとにその内容や性質が異なるものであり、それぞれ別件として個別に審議されるものであり、その都度適切に審議されることで問題は生じない。
- E 岡山大学は、発言者が特定されないとしても、将来予定される審議においても委員の意見等が公表されることを前提に、委員が部外の評価等を意識して素直な意見を述べることを控える等、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれがあると主張するとも考えられる。

しかしながら、発言者が特定されないのであれば、委員の意見

等が公表されたとしても素直な意見を述べることを控えることは到底考えられない。もし意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるとする主張がされるのであれば、発言者が特定されないのにも関わらず、素直な意見を述べることができないような調査委員を選任することを前提としており、専門家としての各調査委員を愚弄するものであり、そもそも調査委員会の適正さに疑義を生じさせるものである。一連の議事録の開示を拒むことは、研究不正を真摯に取り扱おうとする姿勢に真っ向から反するものである。さらに審議が終わった研究不正調査に関する議事録の公開は、将来他の研究不正事案を審議する場合の参考となりうるものであり、貴大学の対応は、評価されるものであり、非難されることはありえない。

- F 岡山大学は、審議、検討の内容を公にすることにより、調査にあたっての考え方、主張等が明らかになり、今後の同種の調査にあたり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあると主張するとも考えられる。しかしながら、国立大学法人として、研究不正行為に真摯に対応しようとする姿勢を世間に表明したいのであれば、調査委員会の審理の適正さを担保する必要がある。特に、本件のように、世間の注目が極めて大きく、また、公開された本調査の対象となった5つの論文だけでも全てに大学理事・副理事が共著者として含まれており、調査委員会の審理が適正になされたかどうか、審議・検討した内容を公開しなければ、調査委員会の審理に逆に不信感を抱かせるものである。
- G 岡山大学は、研究不正事案は、本件事案ごとに個別に審議されるものであるが、本件事案と類似する事案が全くないとは言えないこと、また、調査方針・手法には、他の事案調査に共通する部分もあると主張するとも思える。

しかしながら、そもそも「全くないとは言えないこと」を理由として非開示を主張することは、研究不正事案を真摯に対応する姿勢を放棄するに等しく、国立大学法人としてあり得ない態度である。独立行政法人は、原則として保有する情報を公開しなければならないが、非開示はあくまで例外規定である。仮にこのような主張を行い非開示とするのであれば、岡山大学は、かかる法の建前を全く理解していないといえ、世間に対し、情報公開をする気がない大学であることを表明するに等しい。また、調査方針・手法自体は、調査委員会の判断の公正さを担保するために開示が必須であると考えられるのみに関わらず、開示を

拒むことは、逆に調査委員会の判断に対する疑義を生じさせるものであり、非開示によりあたかも不正があったかのように流布されるおそれがあり、岡山大学にとっても著しく不利益になる可能性がある。

調査手法の開示は、例えば特定大学の「特定研究室における論文不正に関する調査報告書（第一次）」の資料「不正な図の例」においても行われている。

（本答申ではURLの記載は省略）

これにより調査が適正に行われていることが示されており、こうした開示によって他の不正調査に影響が出ている問題も生じていない。

以上、AからGで述べた通り、法5条3号に該当する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものには、いずれも該当しない。

各議事は不正行為か否かの判定が適切に行われたかどうかを知る上で必要な情報であり、議事を公開することで当該委員会が研究不正事案に真摯に取り組んだ事を示し、結論に対する信頼を得ることができる。

発言者の個人特定ができる氏名等は伏せて、議事内容は公開すべきである。

イ 文書17について

「著者から提出された画像」が開示とされたが、不開示とした決定を取消し、公開するとの決定を求める。

（ア）開示しない部分

すべて

（イ）不開示の理由

「不正行為が行われたと認定されておらず、知的財産保護の観点から、当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため（法5条1号）」

（ウ）不開示決定に対する異議

A 論文は既に専門誌に掲載されており、公知のものとなっている。

B 特に、本調査された5つの論文は、公開された「専門委員会による調査結果」によって調査対象論文が明かされており、その論文に掲載された画像の元となった生データを、知的財産保護の観点から隠匿する必要性はない。

C 岡山大学は、生データは、解像度が高く、汎用性のある情報で

あり、既に公表されている論文の画像と同じものとして公にすることに支障がないとは言えないこと、また、開示した文書の取扱いには、法的な制限はなく、仮にインターネット上で公開された場合、悪意のある第三者がそれに加工を施し、あたかも不正があったかのように流布するおそれがあると主張するとも考えられる。

しかしながら、まず、「解像度が高く、汎用性のある情報」であることが、既に公表されている論文の画像と別異に扱いうる理由が不明であり、著しく不合理な主張である。加えて、公表されている論文の画像においても、悪意のある第三者がそれに加工を施し、不正があったかのように流布するおそれがあり、生データの開示を拒む理由にはならない。

そのため、岡山大学がこのような理由に基づき生データの開示を拒むことは到底許されるものではない。

- D 岡山大学は、不正がなかったと認定されているのみ関わらず、画像データが公表されることで、再び、当該調査事案が注目され、公表された一部の情報だけをもって誹謗中傷が繰り広げられる可能性があるとの主張を行う可能性もある。

しかしながら、そもそも当該調査事案は、現在非常に注目されており、調査結果が公表された当時とは全く異なり、画像データが公表されたからといって、「再び」注目されるというものではない。加えて、誹謗中傷が繰り広げられるというのも、単なる憶測の域を出ず、研究不正を厳に取り締まる立場にある岡山大学が、法的に公表が原則となっている情報を非開示とする理由としては、著しく正義に反するものである。

- E 生データの開示を求める理由は、切り貼りの疑義のある画像に関して、論文掲載用にパネルに組んだ画像の解析だけではなく、生データである元の画像を示すことで切り貼りの疑いをより強く払拭できるからである。不正のない画像であれば、それを公開する事でその信頼性を広く確認してもらう事ができるので論文著者にとってもメリットがある。論文著者側が自主的に公開し、それにより信頼性が確保された事例があるのでその資料を添付する（資料A，B）。例えば、論文30のFigure6のパネルBとCについて、添付資料Bの様に論文掲載用にパネルに整形する前の画像（生データ）を示すことによって、別々の画像を合成した（切り貼り）の疑いを払拭することができる（解説図を添付）。岡山大学が委託した画像解析業者の解析データでは、バックグラウンドの不連続が鮮明に検出されている

にも関わらず、なぜか「不自然な結果を導き出せない」と判定しており、審査が適正に行われなかった疑念が生じている。

(本答申ではURLの記載は省略)

また、予備調査で不正なしと判定された論文3に関しても、コントロールのバンド画像の使い回しの疑いが拭えない。

(本答申ではURLの記載は省略)

各実験において毎回コントロール実験を実施していたことを示す実験ノートの記録とその時の生データを提示して疑念を払拭しない限り、著者らへの嫌疑が晴れない。論文著者から提出された画像(生データ)の開示を頑なに拒むならば、岡山大学の不正調査委員会による調査が不適切であったこと暗に認めるようなものである。

以上、A～Eに述べた通り、不開示の決定は妥当性を欠く。したがって、不正調査が適正に行われたかどうかを示すためにも「著者から提出された画像」は公開すべきである。

ウ 文書20及び文書21について

金額が不開示とされたが、金額について非公開とした決定を取消し、公開するとの決定を求める。

(ア) 開示しない部分

金額

(イ) 不開示の理由

「金額は、委託業者の営業秘密にあたり、公開することで、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため(法5条2号)」

(ウ) 不開示決定に対する異議

A 民間企業間の取引ではなく、国立大学法人から委託業者に支払われた料金は税金から出されており、適切な金額であったかどうかを確認するために情報公開が必要である。

B 開示された文書18において、研究交流部交流企画課長により、委託する解析業者には「高度な専門技術」と「高い機密の保持」が要求されるから「多くの業者を対象とする通常の手続きは望ましくない」という理由をつけて最初から1社に候補を絞って通常の手続きを経ずに決定されている。しかしながら、この業者が「高度な専門技術」を有していると指摘する根拠は一切明示されておらず、明らかではない。特に、当該業者は、上記イ(ウ)Eでも指摘した通り、バックグラウンドの不連続が鮮明に検出されているにも関わらず、「不自然な結果を導き出せない」との判断を示しており、高度な専門技術を有するとは

到底判断できないと考えられる。そのため、当該業者との間で、合理的な委託契約が締結されていたかを検証するため、委託金額を開示することにより、委託契約の適正さを検証する必要がある。

以上、A～Bに述べた通り、不開示の決定は妥当性を欠く。したがって、税金の使用が適正に行われたかどうかを示すためにも解析業者に支払った「金額」は公開すべきである。

(2) 意見書

理由説明書では「異議申立書」（全6ページ）の主張が、かなり短く数行に要約されてしまっている。当方の主張を正しく理解していただく上で、審査会委員の方々には、添付した「異議申立書」（添付資料1）を先によく読んで頂くことを要望する。

ア 「3（1）本件研究不正調査事案について」

理由説明書では、「調査の段階で情報が外部に漏えいされ、調査結果が出る前に調査対象者に対する誹謗中傷が繰り広げられていた」としている。

「調査結果が出る前に調査対象者に対する誹謗中傷が繰り広げられていた」ことが事実であると証明する具体的な資料の提示がなく、妥当な非開示理由であると判断することが不可能である。何ら証拠も示さず理由とすることは不適切である。

「情報が外部に漏えいされ」とのことであるが、所属組織内で不正行為があった、または強く疑われる事案があることをマスコミに情報提供する行為は、「公益通報」として社会的に広く認められている手段である。（補足：実際に報道するかどうかは情報を入手したマスコミ側の責任により判断される）理由説明書では、こうした公益通報を「外部漏えい」と表現して悪質行為であるかの様に印象付けようとしており問題がある。

さらに、「調査対象者に対する誹謗中傷が繰り広げられていた」ことが仮に事実であるとしても、不十分な情報公開が岡山大学と被告発者たちへの憶測を招いていることが主な原因であろう。誹謗中傷に対しては、公明正大に事実を提示して社会の理解を得るのが解決策として最も有効な手段であることから、むしろ、積極的に関係資料の開示をして疑念を晴らすべきであり、この異議申し立てはその機会を与えるものでもある。

理由説明書では被告発者に対して誹謗中傷がなされたと主張しているが、一方の告発者である2名の教授への不当と思われる処遇についても本件の背景を理解する上で重要である。

岡山大学は、疑義が出された論文を調査した結果、不正なしと判定

したと公表し（不適切なシロ判定が行われた疑いがある。添付資料 12～14），その後，不正告発した2教授を解雇（懲戒解雇ではなく普通解雇）している。その解雇理由として，本来ならば公益通報として扱われるべきであるマスコミへ情報提供を行った事が含まれている事実を指摘しておく。

研究倫理・道徳として，研究者には研究活動の不正行為およびその疑義に気付いた場合は，公益通報義務がある。告発者らがマスコミの記者に論文の不正疑義について情報提供したのは，所属機関内で隠蔽される懸念があったことが理由であり，手段として正当化される。

（参考）大学研究と公益通報

（本答申ではURLの記載は省略）

「外部通報（マスコミ，インターネット，諸団体など）

（ii）特別な事情－b内部通報をすると，関係証拠が隠滅，偽造，変造されるおそれがあると信ずるに相当な理由がある場合に該当する。」

（参考）当時適用された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年度版）

「2 告発等の取扱い

⑥報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は，不正行為を指摘された者が所属する機関に匿名の告発があった場合に準じて取扱うものとする」

（参考）特定元教授に対する解雇理由

「記者に配布された，特定元教授が大学に提出した陳述書より」

（本答申ではURLの記載は省略）

「3. 解雇理由（3）について

●●教授とともに，フリーライター□□□□氏に対して，大学院生の博士論文の不正を学長に訴えたところ，学長が「この件については騒がないで欲しい」「こんなこと（不正の暴露）をやったら，ウチの大学はたいへんなことになる」と話し，数値の操作や細胞映像の使い回しなど改竄された研究データを基とした論文が28本存在するなどとする情報提供を行った。」

（参考）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（現行及び平成18年度版共通）

告発者・被告発者の取扱い

「⑤研究機関等は，悪意に基づく告発であることが判明しない限り，単に告発したことを理由に告発者に対し，解雇や配置転

換，懲戒処分，降格，減給等を行ってはならない。

⑥研究・配分機関は，相当な理由なしに，単に告発がなされたことのみをもって，被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり，解雇，降格，減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。」

イ 「3（2）文書2から文書5について」

異議申立書（添付資料1）の①-1～7（上記（1）ア（ウ）AないしG）で主張した通りであるが，さらに次の主張を追加する。

（ア）理由説明書では，「研究という専門性の高い事案の調査であるという性質上，調査委員会の委員は当該研究と近い研究分野の教員に依頼することが通例であり，調査対象の研究者に近い者が選任される場合も多い。こうした状況の下で，議事が公表されることとなると，調査委員会の委員が，今後の調査対象者との関係性への影響や紛争を避けるため，発言内容から自身が特定されることがないよう，表面的な発言や当たり障りのない発言に終始し，率直な意見の交換や類似分野ならでの観点，気付きなど真相解明につながる重要な事項についての発言を避ける等の可能性があり，意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや委員会の審議が形骸化するおそれがある（法5条3号に該当）」

岡山大学は研究不正調査の実際を理解していないか，あるいはあえて誤った理解を述べることで印象操作を行おうとしている。調査委員会は指摘のあった実験結果を対象に，これを科学的に，客観性をもって評価する場である。岡山大学は，研究不正の調査においても，人事評価のように評価者の主観が重要な位置を占めるという考えに基づいて説明を行っているが，研究不正の有無は論文の結果や生データをもってかなりの程度客観的に評価できるものであることは，過去の研究不正調査の事例を参照しても明らかである。また，調査委員が客観的な根拠に基づき不正を認定したことで，その後科学者コミュニティで誹謗中傷されるようなことはない。

近しい研究分野の教員同士，学術的な論争は日常的に行われており，学会などで互いに面と向かって率直な意見を出し合うのが研究者の世界である。調査委員に選定される教員が，忌憚のない意見を互いに交わせない学者であるかの様な決めつけは逆に失礼である。

不正調査とは少し違うが，論文査読もその良い例である。査読者のコメントは，名前は伏せられていても，そのまま論文著者に伝えられる。査読者は，その論文の価値を判断できる近しいどころか同じ研究分野から選ばれるのが通常である。査読者からは，遠慮のない厳しいコメントが出される事が日常茶飯事であり，一例として特

定論文では特定誌A等に投稿した際に厳しいコメントが出されていた事は有名である。参考として特定誌Bが入手してWEB上で公表した「特定誌Aに投稿された特定論文に対する査読コメント」を添付する（添付資料16）。なお、この査読コメントが公表された事で、その後特定誌Aに投稿された論文の査読が形骸化し、その質が低下しているという様な事は起きていない。

査読者のコメント内容で誰か判明するおそれがあるからといって、査読をわざと甘くする研究者はいない。不正調査でも同様である。理由説明書は、こうした研究者の日常を知らないか、わざとはぐらかしていると考えられる。

論文不正事件の代表の1つともなった特定事件では、特定番組で、同じ分野の研究者多数が顔も隠すことなく顕名で出演して論文疑義の指摘と解説をしている。その中には、該当論文の責任著者と本の共著も出している研究者も加わっている。この様に、研究不正に対して調査協力するのは、研究者倫理として推奨される行為である。

調査対象者の意向を気にするあまり、白を黒と言い換えるような調査委員はそもそも調査委員としては欠格であり、もし手心を加えることをすれば、研究者としての信用が失われる。むしろ、今回の調査委員会の議事を頑なに非公開にすることは、研究者コミュニティに「白を黒と言い換える」不適切な評価を岡山大学が行っているのではないかという疑念を強く与えるものである。

(イ) 理由説明書では、「そもそも本件研究不正調査などのような同僚等の非道行為に関する調査委員会は、議事が公開されない場合でも、不要な紛争や誹謗中傷に巻き込まれたくないという理由で委員の就任を躊躇する者が多く、一般的に、委員の人选が困難な委員会の1つである。それにもかかわらず、議事が公開されることになると、委員の選任がさらに難航するのは容易に想像でき、調査事務の適正な遂行に著しい支障を生じることとなり、法5条4号に該当する」としている。

法5条4号の「ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するという事であろうが、個人名を伏せて公開する条件ならば、上記（ア）で説明した理由も含めてこれに該当しない。なお、上記（ア）で事例として出した特定論文の査読コメントが公表された事で、特定誌Aに投稿された論文の査読を引き受ける研究者が足りなくなる等の弊害が生じている事実はない。不正調査でも、調査委員となった研究者が客観的で妥当な判断をすることで、研究者としての見識が高く評価されることはあっても、誹謗中傷されることはあり得ない。例えば、特定

大学の特定研究室で起きた研究不正事件の調査委員は全員の名前が明かされている（添付資料17最後のページに名簿）が、この研究者たちが誹謗中傷された事実はない。むしろ、しっかりとした調査を行ったことで、信頼できる方々として高く評価されている。「議事が公開されることになると、委員の選任がさらに難航する」というのは杞憂に過ぎない。

- (ウ) 理由説明書では「また、審議、検討の内容を公にすることにより、調査に当たっての考え方、手法等が明らかになり、今後の同種の調査にあたり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、法5条4号に該当する。異議申立人の主張するように、研究不正事案は、事案ごとに個別に審議されるものであるが、今後、本件事案と類似する事案がないとは言えず、また、調査方針・手法には、他の事案調査に共通する部分もある」としている。

これに対する反論は、異議申立書で述べているが、さらに追加すると、研究不正調査の考え方、手法は過去の研究不正調査の報告書（例：添付資料3）を通じて広く知られているものであり、今回公開されることによって今後新たな問題が生じるようなことはない。

むしろ、今回の調査では標準的な調査手法が適切に採用されていることが担保されていない点が問題とされるべきである。（添付資料12～14）

一般的な見解として、不正調査委員会の議事録の内容が開示される前例ができることによって、もし不正行為の隠蔽をしたとしても隠し通すことが難しいという認識が広まり、今後の不正調査のより一層の健全化を促進できるという公益上のメリットがある。

- (参考) 研究不正調査の問題点については、次の記事で指摘している。

「研究不正問題－誠実な研究者が損をしないシステムに向けて」

(添付資料19)

(本答申ではURLの記載は省略)

- (エ) 調査報告書の判断に関して、特に論文30に関する重大な疑念がある。

特定日付の特定新聞A記事（添付資料18）では、“大学によると、病院幹部から「1枚の連続的な写真ではない。代表的なバンドの写真を参考として添付した」と説明があった”と書かれている。

一方、調査報告書（添付資料5, 11, 12）では告発者の「パネルB, Cで同一条件で比較すべき試料のデータが貼り付け行為で合成されている」という指摘に対して、「パネルBとCは別の設定で行われた実験であること、また画像解析の結果から告発書におけ

る指摘は合理的ではないと判断する」と書かれている。告発者はB, C各パネル内での画像の貼り付けを指摘しているのに、「別の設定で行われた実験である」とはぐらかしている上に、「画像解析の結果から告発書における指摘は合理的ではない」と画像の貼り合わせを否定している。これは、特定新聞Aが報じた「1枚の連続的な写真ではない。代表的なバンドの写真を参考として添付した」という大学側の説明と大きく食い違っている。

本調査報告書の「画像貼り合わせ否定」は、特定新聞Aが証言をとった「1枚の連続的な写真ではない」とする大学の説明と全く異なっており、岡山大学の「早く報告する必要がある、報告書を簡潔にしようとしたため、言葉足らずな点があったかもしれない」という説明では容易に納得できるものではない。議事録を開示することで、こうした経緯の真相を解明することが可能である。

ウ 「3(3)文書17について」

異議申立書(添付資料1)の②-1~5(上記(1)イ(ウ)AないしE)で主張した通りであるが、さらに次の主張を追加する。

(ア)理由説明書では、「実際に、前述「(1)本件研究不正調査事案について」にあるように、調査段階で誹謗中傷が繰り広げられたことで、研究活動の中断を余儀なくされ、その結果、当該研究の被疑者である患者の診療にも大きな影響を及ぼしている」としている。

「調査段階で誹謗中傷が繰り広げられたことで、研究活動の中断を余儀なくされ、その結果、当該研究の被験者である患者の診療にも大きな影響を及ぼしている」ことが事実であると証明する具体的な資料の提示がなく、妥当な非開示理由であると判断することが不可能である。何ら証拠も示さず理由とすることは不適切である。

被告発者が「研究活動の中断を余儀なくされた」とするが、被告発者がストレスで病欠したり、大学から停職処分等を受けたりした事実は確認できない。むしろ告発者側に対して、9か月の停職処分(岡山地裁により、重すぎるとの判断が出されている)と7か月の自宅待機命令(嫌疑不詳)が命じられたことにより、2名の告発者は16か月もの長期間にわたり研究活動が中断された後に不可思議な普通解雇(添付資料15)をされており、研究の中断どころか岡山大学での研究活動を断念させられている。

(イ)理由説明書では、「調査結果を公表した現在も調査対象者に対する誹謗中傷が続いており、このような状況を鑑みると、開示した生データがインターネット上に流出し、悪意ある者がそれに加工を施し、あたかも不正があったかのように流布することも十分に考えられる」としている。

これに対しても、異議申立書で反論した通りである。また、「悪意ある者がそれに加工を施し」という事が行われたとしても、画像解析によってそれを暴くことは簡単である。また、元の生データが公表されるからこそ、悪意により加工された画像が流布されてもそれが違うものだとは証明することが容易になる。

「調査結果を公表した現在も調査対象者に対する誹謗中傷が続いており」とするが、これが事実であると証明する具体的な資料の提示がなく、妥当な非開示理由であると判断することが不可能である。何ら証拠も示さず理由とすることは不適切である。逆に、生データが非開示とされている事が原因で、研究不正の疑いがくすぶり続けている状況がある。研究不正がないことを十分な証拠をもって開示することは、その後の不当な批判を回避するためにも有用であり、誰の不利益にもならない。「悪意あるものがそれに加工を施し…」以下は全くの妄想であり、過去にそのような事例で、研究者が不利益を被ったことはない。

(ウ) 理由説明書では、「これを開示することで、個人の権利利益が不当に害されるだけでなく、当該研究が再度中断を余儀なくされ、当該研究者の研究活動の公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがあり法5条1号及び4号に該当する。さらに、その結果、当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼし、患者の生命、健康を不当に害するおそれもある」としている。

「当該研究が再度中断を余儀なくされ」とするが、研究が中断されたことが事実であると証明する具体的な資料の提示がない上に、「再度」中断されると判断できる根拠も示されていない。妥当な非開示理由であると判断することが不可能である。繰り返すが、何ら証拠も示さず理由とすることは不適切である。改めて言及するが、告発者の方は岡山大学の命令で16か月という長期間にわたり研究を中断された上に、解雇されて岡山大学での研究活動を断念させられている。

研究成果の発表は、言わば一種の自作自演的な活動であり、特に日本の大学の場合は全てのデータは当該研究者のみが独占的に所有する。そのため、疑義のかかるような研究発表を行った場合は、発表者自身が真偽について自ら情報を公開してその疑いを晴らす義務がある。その一例として、異議申立書では研究者が自主的に生データを提示して疑義を晴らした事例（添付資料A、B）を紹介している。

理由説明書ではさらに「当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼし、患者の生命、健康を不当に害するおそれもある」としている。

ある」とするが、むしろ、実験生データを公表して不正な画像加工がされていない事を明確に示す方が、被験者である患者を納得させ、安心して治療を受けられる状況をつくれるので、開示することによるメリットの方がはるかに大きいと考える。不正がなければ、堂々と開示できるはずである。

もし、臨床試験に関わる実験データに不正があるならば、被験者となる患者を守るためにも、臨床試験を一旦ストップすべきである。こうした医療に関わる大事な実験データであるからこそ、その検証は公益性のある重要な意味を持つ。

患者への診療に関わるような重要な研究に疑義があるという状況は好ましいものではなく、この疑いを誰の目にも分かるように解消することは研究者の責務である。患者の健康までを理由にして、開示を拒むことは一種の詭弁であり、医療従事者として容認される態度ではない。

エ 文書20・文書21について

異議申立書（添付資料1）の③-1～2（上記（1）ウ（ウ）A及びB）で主張した通りである。

理由説明書では、「税金の用途についての説明責任を果たすため、開示をすることにした」としている。

これは、異議申立てを受けて開示されるという決定であり、異議申立者からの意見としては特にない。

【添付資料一覧】

資料1 異議申立書

資料2 論文関係者－理事・副理事

資料3 特定大学特定研究室「不正な図の例」

資料A, B 研究者が自主的に生データを提示して疑義を晴らした事例

資料4 生データ提示の必要性 解説図

資料5 文書1－研究活動に係る不正行為に関する調査報告書

資料6 文書2－平成25年度 第1回予備調査委員会（医系）議事要旨

資料7 文書3－第2回予備調査委員会（医系）議事要旨

資料8 文書4－第3回予備調査委員会（医系）議事要旨

資料9 文書5－第1回研究活動調査委員会（医系）議事要旨

資料10 文書15－論文掲載画像に関する検証報告書

資料11 文書16－専門委員会による調査結果

資料12 岡山大学医学部不正調査の問題点

資料13 岡山大学医学部不正調査の問題点2

- 資料 1 4 岡山大学医学部不正調査の問題点 3
- 資料 1 5 研究不正を内部告発した教授らに大学が解雇処分判断
- 資料 1 6 特定誌 A に投稿された特定論文に対する査読コメント
- 資料 1 7 特定大学での研究不正事件の調査委員は全員の名前が明かされている
- 資料 1 8 特定日付の特定新聞 A 記事
- 資料 1 9 「研究不正問題－誠実な研究者が損をしないシステムに向けて」

(本答申では添付資料は省略)

(3) 意見書 2 (意見書 1 に係る「意見補足書」とされている。)

意見書 1 の「ア 3 (1) 本件研究不正調査事案について」の次の意見部分について補足する。

「理由説明書では被告発者に対して誹謗中傷がなされたと主張しているが、一方の告発者である 2 名の教授への不当と思われる処遇についても本件の背景を理解する上で重要である。

岡山大学は、疑義が出された論文を調査した結果、不正なしと判定したと公表し(不適切なシロ判定が行われた疑いがある。添付資料 1 2 ~ 1 4)、その後、不正告発した 2 教授を解雇(懲戒解雇ではなく普通解雇)している。その解雇理由として、本来ならば公益通報として扱われるべきであるマスコミへ情報提供を行った事が含まれている事実を指摘しておく。

研究倫理・道徳として、研究者には研究活動の不正行為およびその疑義に気付いた場合は、公益通報義務がある。告発者らがマスコミの記者に論文の不正疑義について情報提供したのは、所属機関内で隠蔽される懸念があったことが理由であり、手段として正当化される。」

【補足 1】「解雇無効」の仮処分決定

解雇された 2 教授が岡山大学に対して解雇無効を訴える裁判をしているが、2016 年 6 月 6 日に岡山地裁から「解雇無効」の仮処分が決定された(資料 20, 21, 22, 23)。この決定において、論文不正告発は公益性があり、解雇された教授らによる疑義の告発は「事実と信ずる合理的な理由がある」とされ、「目的の正当性」を失っておらず著しく相当性を欠くといえないと判断されたことは重要であり、上記意見を支持するものである。

また、岡山大学が 2 教授を解雇した 9 件の理由について、いずれも解雇の理由として認められないとして「解雇権の濫用として無効である」の判断が下されたことから、岡山大学が強引な解雇をしたのは明白である。この様な解雇をした背景として、不正疑義の再調査を訴え続ける告発者を早く大学から追放したかったのではないか

との疑いを禁じ得ない。

したがって、不正調査が適切に行われたのかどうか、各調査委員会の議事録を開示して頂いて議論された内容を確認する意義はこれまでにも増して強まっている。

【補足2】岡山大学からの回答書に係る新たな問題

2016年3月18日付の回答書（資料24）によって、岡山大学に新たな疑いが生じた（資料25, 26, 27, 28）。研究不正の有無について、各調査委員会で下された判断とは別に、岡山大学自らが研究不正の判断もするという、文科省で定められた手続きを逸脱した可能性が浮上した。

回答書では、調査報告書では判断されていなかった不正の有無の判断を新たに出していたり、調査報告書とは異なる内容の判断を出したりしており、「誰がどういう責任によって不正の有無の新たな判断をしたのか」を確認する必要性が生じた。しかし、岡山大学からは回答書を渡された際に、回答書に対する質問は受けないとの方針を示されていたので、質問ではない方法として、関係する文書の開示請求を行った結果、該当する文書は一切存在していないことが判明した（資料29, 26）。

一切の記録を残さずに、研究不正の有無という重要な判断を新たに下して岡山大学として回答書を出した事は、こうした判断過程の不透明さを印象付けて、「公正に研究不正の調査をして判断をしていない」という疑いをさらに強めている。回答書に対する質問を拒否されていたので、ストレートに質問できなかったこともあり、「誰がどういう責任によって不正の有無の新たな判断をしたのか」を確認する方法が他にないか検討をした。

文科省のガイドラインで規定された不正調査・判断の手続きを逸脱した可能性があることから、文科省の研究公正推進室の室長に調査ができないか相談をしたところ、告発事案は被告発者が所属する研究機関において調査を行い、不正か否かの判断がなされることになっているので、岡山大学に問い合わせをするしかないと説明された。また、この際に同室長は岡山大学に対し、私に対して誠実に対応するように働きかけをしてくれた。

そこで岡山大学教育研究評議会に調査を依頼した（資料30）が、岡山大学からの返答は、この件の調査はせず、「岡山大学として、これ以上、お答えすることはありません」とのことであった。文科省の研究公正推進室長からの働きかけも無視され、回答書での不正の有無の判断がどの様になされたのか確認することはできなかった。この様に、岡山大学は不誠実な対応を続けている。

岡山大学では、仮処分決定で判断された通り、不正告発した教授らの解雇が強引になされており（解雇権の濫用）、こうした不適切な審査・決定が他にもなされている恐れがある。「不正なし」と判断した審議が公正に行われていたかどうかを知るためにも、議事録を開示して頂き、各調査委員会での議論の内容をチェックして不適切な判定がされた形跡がないかどうか確認をする必要がある。

【添付資料一覧】

- 資料 2 0 特定事件番号 解雇無効等仮処分命令申立事件決定
- 資料 2 1 岡山大学で不正告発をした教授らの解雇無効申立仮処分決定について
- 資料 2 2 解雇無効決定に関する特定報道
- 資料 2 3 解雇無効決定に関する特定新聞 B 記事
- 資料 2 4 取材申込みに対する回答 平成 2 8 年 3 月 2 8 日
- 資料 2 5 岡山大学への取材－質問事項と経緯
- 資料 2 6 岡山大学からの回答書の問題点と指摘 1－研究不正の判断手続きについて
- 資料 2 7 岡山大学からの回答書の問題点と指摘 2－各調査報告書に関して
- 資料 2 8 岡山大学からの回答書の問題点と指摘 3－質問 3 から 9 に関して
- 資料 2 9 法人文書不開示決定通知書（岡大総総第 2 3 号 平成 2 8 年 5 月 9 日）
- 資料 3 0 教育研究評議会への調査依頼

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 異議申立人は、処分庁に対し、平成 2 7 年 4 月 2 8 日付け「法人文書開示請求書」により、岡山大学ホームページに平成 2 7 年 3 月 2 7 日に掲載された「研究活動に係る不正行為に関する調査結果について」に係る以下の文書について開示請求を行った。

- ① 詳細な調査報告書（添付資料も含む。）
- ② 予備調査委員会と本調査委員会の記録（招集案内、議事録、各回の出席者等）
- ③ 本調査委員会の構成員である学外委員の選定、委託に関する一切の書類
- ④ 本調査で「詳細な画像解析を実施」した「画像解析の専門業者」から提出された解析結果（著者から提出された画像データ、及び画像解析データを含む。）
- ⑤ 本調査で「詳細な画像解析を実施」した「画像解析の専門業者」の

選定、委託に関する一切の書類

- (2) 処分庁では、本件開示請求に係る法人文書として、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 2 1 を特定し、その一部を開示する旨の決定をし、平成 27 年 6 月 26 日付け岡大総総第 39 号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し、同年 7 月 8 日に、写しの送付による開示を実施した。なお、本件開示請求は、平成 27 年 5 月 20 日付け岡大総総第 26 号「法人文書開示等決定延期通知書」により、本件開示決定について法 10 条 2 項の規定に基づき決定する期間を延長し、延長後の決定期限を同年 7 月 1 日にする旨を通知している。

また、本件部分開示決定に対する 8 月 24 日付け異議申立てを受け、平成 27 年 10 月 6 日付け岡大総総第 80 号及び 10 月 21 日付け岡大総総第 90 号で、議事要旨の議事の一部について、当初不開示としていた部分を開示する決定を行った。

- (3) 異議申立人は、なお不開示とした決定のうち、「調査委員会の議事要旨の議事（発言者名を除く。）」、「著者から提出された画像データ」及び「画像解析に係る契約金額」について、不開示の決定は妥当性を欠くとして、平成 27 年 11 月 27 日付け異議申立書により、当該部分についての開示を求める旨の異議申立てを行った。

2 異議申立てに係る法人文書

異議申立てに係る法人文書は、文書 2 ないし 5、文書 17、文書 20 及び文書 21 である。

3 異議申立人の主張に対する検討

(1) 本件研究不正調査事案について

研究不正調査は、「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成 19 年岡大規程第 6 号）」（以下「規程」という。）に基づき行われる。

規程では、調査結果は原則として公表するとしているが、不正行為が認定されなかった場合は公表の対象とはしていない。また、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならないと規定されている。

本件事案は、調査の結果、不正行為は認定されなかった。そのため、本来であれば、調査結果は公表する必要がないものであるが、調査の段階で情報が外部に漏えいされ、調査結果が出る前に調査対象者に対する誹謗中傷が繰り広げられていたため、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復の目的で、例外的に公表（平成 27 年 3 月 27 日付けで「研究活動に係る不正行為に関する調査結果について」を岡山大学ホームページに掲載）したものである。

(2) 文書2ないし文書5について

異議申立人は、①既に審議が終わっており、この審議中における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはなく、公開された事で結論に影響が及ばない。②研究不正事案は、事案ごとにその内容や性質が異なるものであり、それぞれ別件として個別に審議されるものであり、将来予定される同種の審議、検討に係る意思決定に影響は及ばない等主張している。

調査委員会の調査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審議を尽くすべきところ、これを公表することで、たとえ発言者が特定されないとしても、将来予定される審議においても委員の意見等が公表されることを前提に、委員が部外の評価等を意識して率直な意見を述べることを控える等、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれがあるため法5条3号に該当する。

また、研究という専門性の高い事案の調査であるという性質上、調査委員会の委員は当該研究と近い研究分野の教員に依頼することが通例であり、調査対象の研究者に近い者が選任される場合も多い。こうした状況の下で、議事が公表されることとなると、調査委員会の委員が、今後の調査対象者との関係性への影響や紛争を避けるため、発言内容から自身が特定されることがないように、表面的な発言や当たり障りのない発言に終始し、率直な意見の交換や類似分野の研究者ならではの観点、気づきなど真相解明につながる重要な事項についての発言を避ける等の可能性があり、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや委員会の審議が形骸化するおそれがある（法5条3号に該当）。

そもそも本件研究不正調査などのような同僚等の非違行為に関する調査委員会は、議事が公開されない場合でも、不要な紛争や誹謗中傷に巻き込まれたくないという理由で委員の就任を躊躇する者が多く、一般的に、委員の人選が困難な委員会の一つである。それにもかかわらず、議事が公開されることになると、委員の選任がさらに難航するのは容易に想像でき、調査事務の適正な遂行に著しい支障を生じることとなり、法5条4号に該当する。

また、審議、検討の内容を公にすることにより、調査に当たっての考え方、手法等が明らかになり、今後の同種の調査にあたり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、法5条4号に該当する。異議申立人の主張するように、研究不正事案は、事案ごとに個別に審議されるものであるが、今後、本件事案と類似する事案が全くないとは言えず、また、調査方針・手法には、他の事案調査に共通する部分もある。

以上の理由により、議事のうち、委員の特定につながる情報、調査・事案処理の方法・方針、委員の発言・意見の記載部分を不開示とした原処分は妥当であるとする。

(3) 文書17について

当該文書は、研究不正調査にあたり調査委員会が論文に掲載した画像の元となる生データの画像解析を業者に依頼するため、調査対象者から提供を受けたものである。

異議申立人は、画像の生データを公表することにより誹謗中傷が繰り広げられることは、単なる憶測の域を出ないと主張するが、実際に、前述「(1) 本件研究不正調査事案について」にあるように、調査段階で誹謗中傷が繰り広げられたことで、研究活動の中断を余儀なくされ、その結果、当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼしている。また、調査結果を公表した現在も調査対象者に対する誹謗中傷が続いており、このような状況を鑑みると、開示した生データがインターネット上に流出し、悪意ある者がそれに加工を施し、あたかも不正があったかのように流布することも十分に考えられる。

したがって、これを開示することで、個人の権利利益が不当に害されるだけでなく、当該研究が再度中断を余儀なくされ、当該研究者の研究活動の公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがあり法5条1号及び4号に該当する。さらに、その結果、当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼし、患者の生命、健康を不当に害するおそれもある。

以上の理由により、文書17を不開示とした原処分は妥当であるとする。

(4) 文書20・文書21について

当該文書は、岡山大学が画像解析を業者に依頼した際の、当該委託業務の発注・受注に係る文書であり、異議申立人は、この委託金額の開示を求めている。

処分庁は、当初の決定にあたり、当該業者に対し、平成27年5月21日付け岡大総総第28号「第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知」により、開示することの支障について意見照会を行った。その結果、平成27年6月4日付け文書により、委託金額については、当該業者の「営業上の都合」との理由で開示することに支障がある旨の意見書の提出があった。そのため、当該業者の意見を尊重し、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(法5条2号イ)として不開示にしたものであるが、税金の用途についての説明責任を果たすため、開示をすることにした。

(5) 以上のとおり、異議申立人の請求について、見直しの結果、なお不開

示とするとした文書及び部分については、不開示とすることが妥当である
と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月1日 審議
- ④ 同月15日 異議申立人から意見書1を收受
- ⑤ 同年6月14日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑥ 同日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、岡山大学が実施した研究不正の調査に係る諸文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、文書2ないし文書5の不開示部分のうち「議事」、文書17の全部並びに文書20及び文書21の不開示部分のうち契約金額は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、文書20及び文書21の不開示部分のうち契約金額は開示するが、文書2ないし文書5の不開示部分のうち「議事」及び文書17の全部（以下、併せて「本件不開示部分」という。）は法5条1号、3号及び4号に該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書2ないし文書5の不開示部分のうち「議事」について

ア 当該不開示部分について諮問庁は、調査委員会の調査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審議を尽くすべきところ、これを公にすると、将来予定される審議においても委員の意見等が公表されることが前提となり、委員が部外の評価、調査対象者との関係性への影響や紛争を意識して、率直な意見の交換や真相解明につながる重要な事項についての発言を避ける等の可能性があり、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや委員会の審議が形骸化するおそれがあることから法5条3号に該当する旨説明する。また、当該不開示部分を公にすると今後の委員の選任が更に難航することとなることが予測される等の事情を挙げ、調査事務の適正な遂行に

著しい支障を生じるおそれがあり同条4号にも該当する旨説明する。
イ 本件対象文書を見分すると、当該不開示部分には、委員の個別の発言等を含めた調査委員会における具体的な審議の過程を示す情報の記載が認められ、これを公にすることにより調査委員会の審議において意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや審議が形骸化するおそれがあるとする上記諮問庁の説明はこれを否定し難く、結果として調査委員会による調査事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、法5条4号柱書きに該当するものと認められる。

したがって、当該不開示部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書17について

本件対象文書を見分すると、文書17は研究不正調査の対象とされた論文に掲載された画像の元となったデータであって、氏名等直接に個人を識別することができる情報は含まれていないが、関連分野の研究者等一定の範囲の者には岡山大学に所属する各研究者が発表した論文に掲載されている画像と照合することで個人（当該論文の著者）を特定できることとなる可能性は否定し難く、当該個人が特定された場合には、氏名等は公表されていない研究不正調査の対象者であることが明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 研究活動に係る不正行為に関する調査報告書
- 文書 2 平成 25 年度 第 1 回予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 3 第 2 回予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 4 第 3 回予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 5 第 1 回 研究活動調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 6 【委員会の開催】予備調査委員会について
- 文書 7 【開催通知】第 2 回予備調査委員会について
- 文書 8 【開催通知】第 3 回予備調査委員会について
- 文書 9 第 2 回岡山大学予備調査委員会への出席依頼について
- 文書 10 第 1 回 岡山大学研究活動調査委員会（医系）の開催について
- 文書 11 第 2 回 岡山大学研究活動調査委員会（医系）の開催について
- 文書 12 平成 26 年度 7 月（第 4 回）教育研究評議会議事要旨
- 文書 13 研究活動調査委員会（医系）の設置について（案）（平成 26 年
度 7 月（第 4 回）教育研究評議会机上配付資料）
- 文書 14 岡山大学研究活動調査委員会委員（医系）の委嘱について
- 文書 15 論文掲載画像に関する検証報告書
- 文書 16 専門委員会による調査結果（第 2 回 岡山大学研究活動調査委員
会（医系）資料 1）
- 文書 17 著者から提出された画像
- 文書 18 画像調査及び報告書作成について（依頼）
- 文書 19 機密保持契約の締結について
- 文書 20 見積書・請求書・納品書・仕様書
- 文書 21 購入依頼書，支出契約決議書，債務計上票